

従業員の過半数代表者の要件等について（続報）

2018年9月21日付の年金NEWS（※）にてご案内したとおり、厚生労働省は2018年9月7日、確定給付企業年金法施行規則、確定拠出年金法施行規則の一部改正を行い、規約の変更等の際、厚生年金保険被保険者の過半数で組織する労働組合がない場合に同意が必要な「厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者」の要件等について、見直しを行いました。（施行日：2019年4月1日）

これは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」において、労働基準法施行規則が一部改正されたことに伴うものです。

これにより、過半数代表者の要件等について、以下が明記されました。

- ・事業主の意向に基づき選出されたものでないこと
- ・事業主は、過半数代表者が規約の変更等の際に行う同意に関する事務を円滑に遂行することができるよう必要な配慮を行わなければならない。

このうち、「必要な配慮」の具体的内容については、労働基準法施行規則改正に先立ち行われたパブリックコメントにおいて、「今後通達等で示すことを検討する」とされていました。

2018年12月28日に厚生労働省より通達が発出され「必要な配慮」の具体的内容が示されましたのでご案内いたします。（2019年1月28日公表）

※ 年金NEWS2018.09.21【DB・DC】従業員の過半数代表者の要件等について

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2018/nenkin/n686_nenkin_news_20180921_1.pdf

年金NEWS2018.09.21【DB・DC】従業員の過半数代表者の要件等について（別紙）

https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2018/nenkin/n686_nenkin_news_20180921_2.pdf

【内容】

（別紙）従業員の過半数代表者の要件等について（続報）

* 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」、「確定拠出年金」を「DC」と表記します。

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp